

第 5 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ～ 支援等のための体制整備への取組（基本法第 11, 21, 22 条関係）～

犯罪被害者等は、犯罪等により受けた被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようになるために、様々な困難に立ち向かっていかなければならない。しかし、犯罪等により受けた身体的・精神的被害により、本来有している能力が阻害され、他者の支援を必要としている。犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等によって極めて多岐にわたるが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、支援のための十分な体制整備が必要である。

基本法は、第 11 条において「相談及び情報の提供等」、第 21 条において「調査研究の推進等」、第 22 条において「民間の団体に対する援助」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

第 5 回検討会においては、基本法が求めるこれらの基本的施策に関し、現状と犯罪被害者等の要望を踏まえ、今後構すべき犯罪被害者等のための施策を検討する必要がある。

1 基本法第 11 条関係（相談及び情報の提供等）

[現状認識]

「犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害実態調査研究会。平成 15 年）」によると、犯罪被害者等に対する援助に関して、「そばで話を聞いてくれること（とりあえずの相談相手）」を必要とした者の割合が最も高くなっている（79.4%の者が被害直後に必要とし、被害後数年が経過したアンケート調査時現在においても37.9%の者が必要としている。）。また、犯罪被害者等が提供を求める情報については、刑事手続に関する情報の提供を求める者の割合が高い（例えば、犯人の検挙情報や捜査の進み具合は、おおむね9割の者が情報提供を望んでいる。）が、「犯罪被害給付制度について」、「援助を受けることができる組織、団体等の紹介」、「弁護士を選任方法や弁護士会の相談窓口」、「被害回復の方法」、「保険金の受け取り申請の手続」なども5割を超える者が情報提供を望んでおり、様々な情報提供が求められていることがうかがわれる。

こうした相談・情報提供等の支援は、被害後の経過に応じ、病院への付

添い、家事・育児の手伝い、カウンセリング等その他の直接的な支援と連動して行われるべき場合が少なくないと考えられる。

[基本法が求める基本的施策]

基本法第 11 条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための施策として、

- ・ 犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応ずること
- ・ 必要な情報の提供及び助言を行うこと
- ・ 犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介すること
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

犯罪被害者等支援窓口の一本化 ¹

「日本司法支援センター」の相談窓口としての機能充実 ²

犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上 ³

犯罪被害者等に提供する情報の内容の充実 ⁴

早期支援体制の確立 ⁵

長期支援体制の確立 ⁶

犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成 ⁷

その他相談及び情報提供等の充実 ⁸

が要望されている。

1) 犯罪被害者等支援窓口の一本化に係る要望の詳細

- ・ 生活費、医療費、住居費に困ったとき、それぞれ担当課が異なり、説明することが苦痛なので、相談窓口を一本化してほしい。
- ・ 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等）
- ・ 国・地方公共団体は、省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに、犯罪被害者支援体制の一元化を図り、責任の所在を明確化すべきではないか。
- ・ 被害者がどこに相談に行けばよいか迷わないよう、地方公共団体の被害者の対応窓口を一本化すべき。相談機関の人員も充実すべき。
- ・ 行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか。
- ・ 被害者にとっては、刑事手続に関するものだけでなく、転居、金銭問題、雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる、総合的な窓口が警察以外の機関にも必要。
- ・ 縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたい。

2) 「日本司法支援センター」の相談窓口としての機能充実に係る要望の詳細

- ・ 「日本司法支援センター」が被害者にとって分かりよい、真の相談窓口となる為に、基本計画の施策立案・実施において司法に関する問題整理をし、機能させる。

3) 犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上に係る要望の詳細

- ・ 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配布等）
- ・ 全国どこでも等しく必要な時に必要な支援に関する情報を取得できるようなアクセス利便性の向上。
- ・ 被害者のためにどのような情報はどこで得られるのか明確になるように整備する。
- ・ 被害者同士に出会うための情報などを積極的に情報収集できない犯罪被害者にも適切に情報提供すべき。
- ・ 犯罪被害者対策室活動内容及び被害者への情報提供に関する地域的バラツキを解消する。
- ・ インターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者の間に不公平が生じない処置をとること。
- ・ 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。
- ・ 被害者連絡実施要領について、被害者に連絡が徹底されること。
- ・ 被害者等通知制度が被害者に徹底されていないので、現場の警察署で積極的に情報提供することを義務付けること。
- ・ 警察庁犯罪被害者対策室の活動内容を見直すこと。
- ・ 現状の情報提供は、聞かれたら答えるというスタンスであり、今後は受身の活動にならないこと。
- ・ 関連法律の洗い出し、整備をし、被害者対策の充実を図ること。
- ・ 警察刷新会議で新たに作られた制度が、現場で機能するように仕組み・規定を徹底すること。「情報公開」「苦情申し出制度」「警察署協議会」等。
- ・ 性暴力被害者がアクセスしやすいところに被害者にわかりやすいハンドブックを置くなどの広報活動を充実させてほしい。

4) 犯罪被害者等に提供する情報の内容の充実に係る要望の詳細

- ・ 司法手続（刑事・民事）に関する情報が全く得られなかった。
- ・ 被害者の権利や手続に関する情報を記した書面を事故直後に警察から全ての被害者に配布すること。
- ・ 冊子「警察による犯罪被害者支援」（警察庁）及び冊子「被害者の方々へ」（検察庁）の内容を充実させ、行政処分と刑事処分、民事手続の流れと関係、被害者の権利をわかりやすく説明し、交通事故発生直後に警察から被害者家族に配布することを義務化。

5) 早期支援体制の確立に係る要望の詳細

- ・ 被害発生後48時間以内の早期支援開始体制の確立と、特に24時間以内に支援チームによる被害発生から葬儀終了までの危機介入。
- ・ 危機介入チームの設立（被害者が亡くなった場合、民間、行政諸機関が合同で24時間以内に支援チームにより、被害発生から葬儀終了まで遺族などを支援する）

- ・ 被害直後の遺族は茫然自失状態なので、支援者側が積極的に介入し、必要な支援をその時期に応じて関係機関とも連携しながら適切に提供すべき。
- ・ 匿名で安心して相談できる機関・団体の充実や、被害者は在住・在勤している地域の機関で支援を受けることを避ける傾向があるため、被害者と隣接地域の支援機関をつなぐ等、早期に被害者が相談しやすい体制整備が求められる。
- ・ 支援センターが県内全部の要望をカバーできるわけでもない。一人になったときの恐怖感等の過覚醒の症状のある被害者や周囲の人の負担を軽減させるため、24時間体制で付き添える機関が求められる。

6) 長期支援体制の確立に係る要望の詳細

- ・ 長期間にわたる苦悩に対応するために、身近なところで安心して電話相談・面接相談を受けることができる体制づくりが必要。
- ・ 電話相談や面接相談等による長期的支援体制の確立。
- ・ 被害直後から長期にわたって身体的・精神的支援が必要ではないか。犯罪被害者に対する支援をボランティアに頼りきるのは不十分ではないか。
- ・ 支援団体と福祉機関、医療機関などとの連携による長期的支援が必要ではないか。

7) 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門チームの育成に係る要望の詳細

- ・ 被害現場で適切な助言・指導をしてくれる人、冷静に事務処理をしてくれる人、正確な情報を伝えてくれる人がチームを組んで支援することが是非とも必要。
- ・ 被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援のボランティアとをつなぐコーディネーターが必要である。
- ・ 事件直後から、生活の援助、法律的なサポート、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要。
- ・ 精神的虐待は、苦しくても「何が被害なのか」を警察を含む第三者に説明しにくいというジレンマがあり、説明の援助者を求めている。ストーカーの本質は何なのか、加害者はなぜこんなことをするのかというところを理解した人が被害者のそばにいて、そうした、弁護士や警察官以外の専任の援助者が最終的な解決まで付き添って様々な出来事を共有してくれるという安心感を得られるような支援のシステムが必要。
- ・ サポートスタッフには、本人以外の家族の方への支援や、関係機関、その後の相談機関との連携・紹介などもしてくれれば、もっといい。

8) その他相談及び情報提供の充実に係る要望の詳細

- ・ 公教育の中で、児童虐待、性虐待（家庭外性被害含む）、DV、デートレイプ、ストーカーなどが存在し、それは犯罪であり、人権の侵害であるという教育をしてほしい。児童虐待にあっている子どもたちにとって、家庭は頼りにならない。学校しか受け皿はない。安心して相談できる人が学校の中にほしい。
- ・ 地域社会における犯罪被害者支援の人材確保のため、保護司制度を活用すべきではないか。
- ・ 表に出てこれない潜在化している被害者に対するケアの検討。
- ・ 単位弁護士会に被害者支援相談窓口を開設し、支援をさらに充実すべきではないか。
- ・ 子どもへの性暴力被害の支援を考える上で、学校生活を支えるという点はなくてはな

らない。逸脱行動と見なされたり、引きこもり、不登校とラベル付ける前に、そうした症状の背景に性暴力があるのではないかと考えていくことが必要。学校教諭が的確に対応し、他機関と連携を図りながら支援に当たること。

- ・ 子どもの性被害に関しては、一つの機関・団体だけでなく、必要に応じ、学校、児童相談所、地域等が連携することで、より立体的な支援をすることができる。ただし、家族それぞれのプライバシーを尊重すること。
- ・ 子どもが直接相談できる者としてのチャイルドラインは不足している。
- ・ 親が加害者ではない場合、子どもは性被害を親に訴えるだろうと大人は思ってしまうが、子どもには、親にも訴えられないという精神的なバリアが非常にあるので、性被害に遭ったら言ってもいいのだということがわかるように子どもに教えるべき。
- ・ 親に言えないというのは、子どもの配慮であるので、そういう子どもの訴えを家庭の外のどこかで受けとめる受け皿が必要である。
- ・ 連続加害により孤立化させられ、被害の発覚を怖れる被害者が安心して相談できるための窓口の整備。

2 基本法第21条関係（調査研究の推進等）

〔現状認識〕

犯罪被害者等に対する適切な支援のためには、犯罪被害者等の心理、置かれている状況を正確に理解することはもとより、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められる。犯罪被害者等の支援に携わる者が共有し、修得すべき知識・技能に関する調査研究や諸外国における犯罪被害者等のための施策に関する情報を収集すること等が必要であり、そうした調査研究や情報収集等の成果を活用して人材の養成等を行っていく必要がある。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第21条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするための施策として、

- ・ 心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進
- ・ 国の内外の情報の収集、整理及び活用
- ・ 犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

PTSDに関する調査研究及び専門家の養成¹【第3回検討会において検討済み】

その他人材の養成等²

犯罪被害実態等に関する調査研究の充実³

犯罪被害者等支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」の設立⁴

が要望されている。

1) PTSDに関する調査研究及び専門家の養成に係る要望の詳細
(省略)

2) その他人材の養成等に係る要望の詳細

- ・ 被害者を支援する者のトレーニングを充実してほしい。
- ・ 犯罪被害者支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行う。
- ・ チャイルド・ライフ・スペシャリストをもっと多く養成する必要がある。このような

人材を、総合病院だけでなく児童福祉施設でも雇わなければならないシステムを作れないか。

- ・ 子どもの援助に精通している者の養成が必要。
- ・ 相談窓口の担当員に対する研修について、1回1、2時間の話を聞いてもわからないことがある。ロールプレイをして、自分が口に出してやってみて「違う、被害者だったらどういうふうに思うと思うか」という、きめ細かい研修が必要である。
- ・ 性暴力被害者の擁護・代弁活動ができるような専門家を養成し、活用してほしい。その際には民間団体との連携を考えてほしい。

3) 犯罪被害実態等に関する調査研究の充実に係る要望の詳細

- ・ 被害実態の組織的継続的調査の実施。
- ・ 犯罪被害者のきょうだいの問題に関する調査・研究を充実させてほしい。
- ・ 医療関係者、損害保険会社、犯罪被害給付金担当者、葬儀関係業者、被害者等による総合的支援プログラムの開発（危機介入チームの設立につながる）
- ・ 内閣府によるDV調査と啓発の効果から、今後は青少年の性暴力やデートDVの調査を実施すること。
- ・ 性暴力被害者の対処行動や心理状態について、日本全国の広範な調査研究を、被害者のプライバシーをきちんと守り、二次被害を与えないような配慮を十分した上で行い、それを裁判や被害者支援に反映させてほしい。
- ・ 被害者とくに性暴力の被害者について、正確な調査がない。被害率、警察そのほかへの通報率、民事もふくめた司法とのかかわりの率、PTSD発症率、受療行動調査など、基礎的な国全体の状況に関する公的調査が必要。米国の司法当局と厚生関係当局との合同全国調査に相当する調査が必要。

4) 犯罪被害者等支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」の設立に係る要望の詳細

- ・ 犯罪被害者支援に関する研究・教育・研修を行う国公立の「犯罪被害者総合支援センター」を設立してほしい。
- ・ 犯罪被害者支援に関し、研究・教育・研修を行う公立の施設が必要ではないか。

3 基本法第22条関係（民間の団体に対する援助）

〔現状認識〕

犯罪被害者等に対する支援に関する民間の団体の活動については、多くのボランティアが参加することにより、時間的余裕のある柔軟な対応や、より多くの犯罪被害者等への対応を可能とするなどの利点が指摘されており、こうした民間の団体は、きめ細かい実際的な支援の担い手として不可欠な存在と評価されている。しかし、わが国の民間による犯罪被害者等に対する支援の現状については、犯罪被害者等の多様・多量のニーズに比べ、質・量ともに大きく不足しており、大幅な拡充が必要であると指摘されている。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第22条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るための施策として、

- ・ 財政上及び税制上の措置
- ・ 情報の提供
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

民間の団体に対する財政的援助の充実¹

その他の必要な施策²

が要望されている。

1) 民間の団体に対する財政的援助の充実に係る要望の詳細

- ・ 被害形態がDV、虐待、性被害、未解決事件など、早期支援団体が不慣れな領域を支援している民間ボランティア団体に対しても継続的な経済的支援。
- ・ 自助グループへの継続的物的財政的支援。
- ・ 地方自治体による財政支援を充実させてほしい。
- ・ 市町村の負担金支出の根拠となる規定を整備してほしい。
- ・ 被害者支援を行政の取り組むべき業務として位置づけてほしい。
- ・ 支援員の研修費用への補助がほしい。
- ・ 民間支援団体へ財政的支援をしてほしい。
- ・ 民間犯罪被害者支援組織では財政基盤確立と人材確保が急務。
- ・ 被害者支援法人を法制化し、一定の条件の下に国庫から継続的に財政支援を受けて安定した財政基盤の下で支援に当たりたい。
- ・ 民間の犯罪被害者支援団体が十分な被害者支援を行えるよう経済的援助を行ってほしい。

- ・ 国から被害者の自助グループへの財政的支援。
 - ・ 更生保護法人と同様、犯罪被害者支援組織も法人化し、一定条件の下で国が継続的に財政支援を行うとともに、特定公益増進法人に指定し税法上の優遇措置が受けられるようにする必要があるのではないかな。
 - ・ 国は、民間の犯罪被害者支援組織及び被害者・遺族自助グループの設立・運営を支援し、全国的な被害者支援体制を確立すべきではないか。被害者が被害直後から全国どこでも支援を受けられる体制を整備することが必要ではないか。
 - ・ 支援活動をしている民間団体への財政援助を考えてほしい。
- 2) その他の必要な施策に係る要望の詳細
- ・ 政府広報などで支援センターの活動を積極的に広報してほしい。
 - ・ 被害者支援サービスを提供する関係省庁から支援団体に職員を派遣し、被害者支援サービスの充実を図りたい。
 - ・ 全国的な犯罪被害者支援センターの整備
 - ・ 行政や専門家が連携して事件の直後からそれぞれの時期、段階において、被害者遺族の求めに応じたサポートができるような犯罪被害者支援センターを北海道に設立すること。
 - ・ 犯罪被害者同士の交流の場の提供(自助グループの開設と交流等)が必要ではないか。
 - ・ 支援センターによる保険会社との代理交渉や留守宅の管理等生活支援の充実。
 - ・ 事故鑑定については、民間団体を育成し、警察の作業を軽減すること。
 - ・ 「被害者会館」の創設や被害者、遺族等が優先的に公共施設(特に土日等)をしようできる体制整備。
 - ・ 医療関係者、司法関係者、被害者支援の弁護士、専門的な支援をする者たちが、ネットワークをつくり、その中心に、民間支援の一般的な支援をする方が入って、専門的な支援につなげていくのが一番いい形であり、それを応援、推進していただきたい。